

光

十一、ホーナスヲ支給額ヒマス(半期毎ノ損益決算ニ依ル)(承認)
 十二、給料支拂日ヲ嚴守シテ下サイ(承認)

十三、印刷部ニ冬夏二季ノ休暇ヲ設ケン間日給ノ全額ヲ支給スルコト(冬期ハ十月三十一日ヨリ一月六日まで夏期ハ八月中途迄宣ニトス)其他、従業員ハ従業員通リ(不承認)

十四、全従業員、勤務時間ノ同一トシテ下サイ(一時半カヲ四時半ニテ但シ晝休(時間)不承認)
 十五、従業員ノ人事問題ニ就テハ全従業員ノ同意ヲ得テ下サイ(解雇賃金問題時間問題)(承認)

是時間外勞働ニ對スル従業員規定ヲ実行トシ新ニ印刷部ニ對スル規定ヲ設ケテ下サイ(罰部ニ時間ヲハ普通時、割リテ三時間ヲ越セバ倍額トス)(承認)

十六、今回爭議ニ于テ絶対ニテ責任ヲ追及セス設置ヲサレルヤヲ願ヒマス(承認)
 十七、今回、爭議加盟ノ故ヲ以テ絶対ニ解雇セザル様願ヒマス(承認)

十八、印刷工ノ爭議中、日給ヲ支給シテ下サイ(承認)
 十九、爭議費用ヲ支給シテ下サイ(承認)

業救第二三一號

昭和七年八月十一日

警視總監 藤 沼 庄 平

内務大臣 山本 達 雄 殿
 社會 局 長 官 殿
 各 府 縣 長 官 殿 (各府府長)

發生 八、七 解決 八、八
 採用労働者 六、六
 爭議参加者 六、六
 關係労働組合 國 家 車 道 協 會

取業坂本衛生部勞働年議發生解決ノ件

要旨 一、本月八日、事業主ハ取業坂本衛生部ヲ以テ勝トシテ論シ合入ノ解雇セリ
 二、七月六日、取業坂本衛生部ハ取業坂本衛生部ニ對シテ勝トシテ論シ合入ノ解雇セリ
 三、七月六日、取業坂本衛生部ハ取業坂本衛生部ニ對シテ勝トシテ論シ合入ノ解雇セリ

標記坂本衛生部事業主坂本幸一郎ハ従業員山口為勝トシテ論シ合入ノ解雇セリ
 二、七月六日、取業坂本衛生部ハ取業坂本衛生部ニ對シテ勝トシテ論シ合入ノ解雇セリ
 三、七月六日、取業坂本衛生部ハ取業坂本衛生部ニ對シテ勝トシテ論シ合入ノ解雇セリ